

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

外国人社員の一時帰国費用

Q: 機械メーカーである当社は、外国人社員を数名雇っています。この度、その外国人社員を休暇のため本国へ一時帰国させようと考えています。社員の家族の旅費も含めて会社が負担するつもりですが、この負担金は給料として取り扱われるのでしょうか。

A: 一定の要件を満たしている場合は、給与として課税しなくても差し支えないものとされています。

【解説】

外国人社員が本国へ一時帰国するための費用を会社が負担する場合は、次の要件を満たすかぎり、外国人社員の給与として課税しなくても差し支えないものとしています。

- (1) 国内において長期間引き続き勤務する外国人に対するものであること。
- (2) 就業規則等において次の事項が定められていること。
 - ① おおむね1年以上の期間を経過することにより休暇のための帰国を認めていること。
 - ② その帰国のための旅行に必要な支出として金品を支給すること。
- (3) 支給する金品のうち往復に要する運賃で、最も経済的かつ合理的と認められる通常の旅行の経路及び方法によるものに相当する部分に限られること。
この費用には、家族に係る運賃も含めてよいものとされています。

